

認知症対応型共同生活介護・認知症対応型通所介護運営規程
(令和7年11月改訂版)

有限会社 東海ケア

グリーンホームかさほら

有限会社東海ケア認知症対応型共同生活介護・認知症対応型通所介護運営規程

(事業目的)

第1条 この規程は、有限会社東海ケアが開設する指定の認知症対応型共同生活介護・認知症対応型通所介護事業所（以下〈事業所〉と言う。）が行う指定認知症対応型共同生活介護・認知症対応型通所介護の事業（以下〈事業〉と言う。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者が要介護状態にあつて認知症状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護・認知症対応型通所介護事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の認知症対応型共同生活介護・認知症対応型通所介護従事者は、要介護者であつて認知症の状態にあるもの（認知症に伴つて著しい精神症状、又は著しい行動異常を持ち極端な暴力行為や自傷行為を行う恐れがある者及び認知症の原因となる疾患が集中的な医療を必要とする状態の者は、共同生活住居において共同生活を送ることに支障があると考えられることから除く。）について、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 グリーンホームかさほら
- 2 岐阜県多治見市笠原町字地藏下4406-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所の勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理、及び業務の管理を一元的に行うと共に、事業所に対する指定認知症対応型共同生活介護・認知症対応型通所介護の入居又は利用申込に係る調整を行う。
- 2 計画作成担当者 2名（介護職と兼務）
介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護・認知症対応型通所介護計画を作成する。
- 3 介護従業者 22名以上
日常生活の援助で家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の世話及び機能訓練を目標とする。

(利用定員及び設備)

第5条

- 1 共同生活住居の入居定員は18名、通所は3名。
- 2 共同生活住居には、居室(定員1名)、居間、食堂(居間と食堂は同一の場所)、台所、浴室その他日常生活を営む上で必要な設備を設ける。

(指定認知症対応型共同生活介護・認知症対応型通所介護の内容)

第6条

- 1 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努める。
- 2 利用者の心身に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護・認知症対応型通所介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
- 4 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。
- 5 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又は、その家族が行う事が困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。
- 6 利用者との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用料その他の費用の額)

第7条

- 1 指定認知症対応型共同生活介護・認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護・認知症対応型通所介護が、法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。
(厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する事)
- 2 指定認知症対応型共同生活介護・認知症対応型通所介護は、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受け取る事ができる。
①食材料費 ②水道光熱費 ③家賃 ④理美容代 ⑤おむつ代 ⑥その他
- 3 前項費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をしたうえで、支払に同意した旨の文章に署名(記名押印)を受ける事とする。

(入退居又は利用開始・終了にあたっての留意事項は次のとおりとする)

第8条

- 入退居又は利用開始・終了にあたっての留意事項は次のとおりとする。
- 1 指定認知症対応型共同生活介護・認知症対応型通所介護事業者は、入居又は利用

申込者の入居又は利用に際しては、要介護者であつて、主治の医師の診断書等により、当該入居又は利用申込者が認知症の状態にある者であることを確認する。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は入居申込者が入院治療を要するものであること等、入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供する事が困難であると認められた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な処置を速やかに講じる。又、入居又は利用申込者に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護・認知症対応型通所介護事業者は、利用者の退居又は利用終了の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居又は利用終了後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居又は利用終了に必要な援助を行う。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護・認知症対応型通所介護事業者は、入居又は利用に際しては入居又は利用の年月日及び入居又は利用している共同生活住居の名称を、退去又は利用終了に際しては退去又は利用終了の年月日を利用者の被保険者証に記載する。

(非常災害対策)

第9条

非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め年2回定期的に非難、救出その他必要な訓練を行う。

(緊急時等における対応方法)

第10条

介護従事者等は、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第11条

管理者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護・認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を1名置き解決に向けて調査を実施し、改善の処置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第12条

本事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護・認知症対応型通所介護の提供より賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止)

第13条

本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 本事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- 2 本事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 本事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束の廃止に向けた基本方針)

第14条

本事業所は、利用者の尊厳と人権を最大限に尊重するため、正当な理由なく利用者の身体を拘束する行為及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を原則として禁止します。

- 1 身体拘束等の発生を未然に防止するため、全ての職員は、拘束以外の代替的な方法や、ご利用者の特性に合わせた個別的なケアを常に検討・実践します。
- 2 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合は、以下の3つの要件を全て満たしているか、慎重に検討し、判断します。

切迫性：利用者本人または他者の生命・身体が危険に晒される可能性が著しく高いこと。

非代替性：身体拘束等以外に危険を回避するための代替方法が存在しないこと。

一時性：身体拘束等が、最も短い期間で解除できるように努めること。

- 3 やむを得ず身体拘束等を実施した場合は、以下の内容を詳細に記録し、身体拘束等の解除に向けて定期的に再検討を行います。

身体拘束等の開始日時、解除日時

対象となるご利用者の心身の状況

切迫性、非代替性、一時性の三要件を満たした具体的な理由

代替的な方法の検討内容とその結果

利用者やご家族への説明内容と同意の有無

- 4 全ての職員に対し、身体拘束等に関する法令・指針及び基本理念を周知徹底するため、虐待防止研修及び身体拘束廃止のための研修を、年2回以上実施します。
- 5 身体拘束廃止に向けた具体的な方策を検討・推進するため、「身体拘束廃止委員会」を設置し、定期的に会議を開催します。委員会には、管理者、介護支援専門員、介護職員、必要に応じて外部専門家（医師等）が参加し、身体拘束ゼロを目指した取り組みを組織的に行います。

（その他運営についての留意事項）

第15条

- 1 指定認知症対応型共同生活介護・認知症対応型通所介護事業者は、介護従事者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、又、業務体制を整備する。
- 2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であったものに、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、従事者で無くなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社東海ケアと事業所の管理との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年11月1日より施行する。